

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（R1.6.14公布・施行）

## 背景・必要性

## 1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

## 3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

## 2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

## 4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

## 法案の概要

## 1. 災害時の緊急対応の充実強化

## 【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

## 【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

## 2. 働き方改革への対応

## 【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

## 【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

## 3. 生産性向上への取組

## 【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

## 4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

## 5. その他

## (1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

## (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

# コンクリート工の生産性向上に向けた検討事項

- 規格の標準化や全体最適の導入、工程改善により、生産性向上技術の全国展開、一連の事業区間や全国の事業を想定した最適化、製作・運搬等の各生産工程の改善を図り、コンクリート工の生産性向上を目指す

規格の標準化

## 生産性を高める技術・工法の普及

(ガイドライン策定)

- **機械式定着工法** 機械式継手、流動性を高めたコンクリート、鉄筋のプレハブ化、埋設型枠、プレキャストの大型構造物への適用拡大

## 品質規定の見直し

- スランプ規定の見直し

## 部材の仕様(サイズ等)の標準化

- 橋脚、型枠、鉄筋などのサイズ等の標準化に向けた検討  
(**全体最適**、**サプライチェーンマネジメント**にも通じた検討)

現場打ち、プレキャストそれぞれにおいて、生産性を向上

現場作業の屋内作業化、定型部材の組み合わせによる施工への転換

生産性向上技術の全国展開

現場毎の個別最適から一連の事業区間や全国の事業を想定した最適化

全体最適

## 全体最適を図る設計手法の検討

- 生産性を高める技術・工法の導入促進に向け、省力化、工期短縮、ライフサイクル等の効果を評価する方法の検討
- 主要部材の規格の標準化に基づく設計、施工の検討

建設生産プロセス全体を考慮して技術・工法を総合評価する手法の確立

工程改善

## サプライチェーンマネジメントの導入の検討

- 規格の標準化による製造等の合理化に向けた検討
- 施工現場における待ち時間のロス等の解消に向けた、生コンクリートやプレキャスト工場での取組みの検討

建設生産プロセス全体の効率化を図り、待ち時間などのロスを減少

製作・運搬等を含んだ生産工程の改善

(※) 上記の他、土木学会からの生産性向上に関する提案について順次対応

# ワンデーレスポンス（試行）

## 1 目的

工事現場では、発注者への確認・協議を必要とする様々な事象が発生するが、回答に時間を要する場合があります。受注者側に待ち時間が生じ、円滑な工事の進行が確保されない場合がある。

このため、回答を迅速あるいは回答期限を明確にすることで「現場を待たせない」対応をルール化し、工事現場における施工効率の向上を図る。

## 2 実施方法

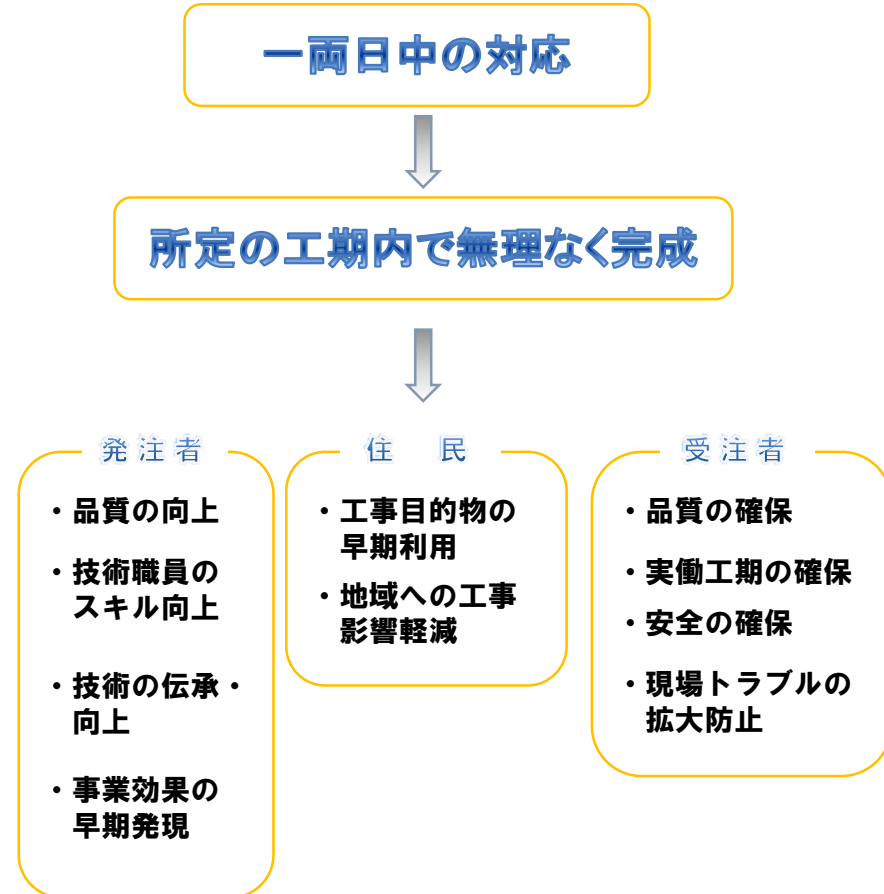
- ・特記仕様書にワンデーレスポンス対象工事であることを明記する。
- ・受注者からの質問等については、「その日のうち」あるいは「翌日」に回答
- ・回答に時間を要する場合は、受注者と協議の上、回答期限を設定する
- ・請負工事はH27から、委託業務はH26から試行開始

## 3 H31の取組

請負工事では、予定価格が3,500万円以上（H28までは7,000万円以上）、委託業務では、全ての測量業務、調査業務及び設計業務（H29までは設計業務全般を対象）において試行を実施する。

受発注者へのアンケートを行い、今後の取り組みの参考とする。

## 4 期待される効果



## (2) ワンデーレスポンス

- ・[定義]受注者から提起された現場の問題に対し、  
発注者が**回答期限を設けて**速やかに対処する取組み
- ・[設立背景]問題対応に期日を設けることで、受注者の費用的、時間的なロスを防ぐ
- ・[対象工事]設計金額3,500万円以上の請負工事
- ・[対象委託]全ての測量業務、調査業務及び設計業務

### ● 具体的対応 ●

- <入札前>・設計図書の特記仕様書に対象案件の旨を明記
- <施工or業務中>・受注(託)者から質問・協議を受けたら、一両日中に回答する。
  - ・一両日中の回答が困難の場合、**回答期日だけでも示す。**

受注者



現場で**問題**が発生しました、  
対応案3案のうち、どれを採用しますか？

内部及び関係機関で対応を協議して、  
**2日後**に最良案を示します。



発注者

1

# 労働環境改善プロジェクト(試行)について

## ○ 本プロジェクトの背景と目的

- ・ 建設業の若年入職者の減少等により、担い手の不足、技術・技能の承継が困難となる懸念の高まり
- ・ 中長期的な担い手の育成・確保のためには、若者等を惹きつける魅力ある産業として成長・発展が不可欠

このため、道では、受発注者双方が協力して、週休2日の促進や時間外労働の縮減など、労働環境の改善に向けた取組みを強化することを目的として、“**労働環境改善プロジェクト(試行)**”に取り組んでいます。

## ○ 取組み内容

H27.8開始

「対象者」に該当する職員は、以下の取組を実施する。ただし、災害対応などの緊急時は除く。

### 【取組①】「フライデー・ノーリクエスト&マンデー・ノーピリオド」

月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない（土日の作業となる依頼を行わない）

### 【取組②】「ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング」

昼休み時間や午後5時以降の打合せを行わない



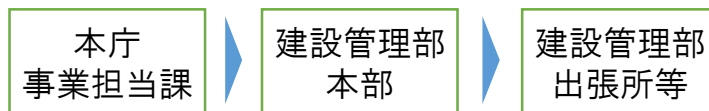
【対象者】 本庁事業担当課※・各建設管理部本部・各建設管理部出張所等の職員】

※ 本庁事業担当課（建設部）

道路課、河川砂防課、都市環境課、維持管理防災課、建設管理課、計画管理課、建築保全課、建築整備課

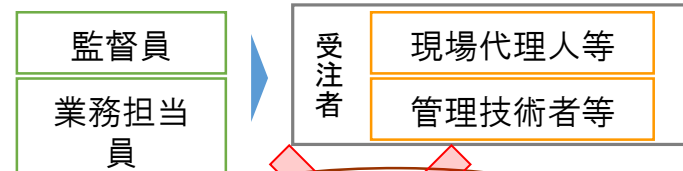
## ○ 取組みイメージ

資料作成や調査物などの依頼



明日から土日で休みだけど、  
**月曜日**に資料を提出してほしい

資料作成の依頼、打合せの実施など



昼間は外出しているので、  
**午後6時**に打合せに来てほしい

## アンケート調査結果の概要(R元年度)

- 調査対象：令和元年度の工事、業務
- 回答数：工事受注者 90名  
業務受託者 132名  
発注者 200名

- ① フライデー・ノーリクエスト&マンデー・ノーピリオド  
⇒ 土日に作業が必要な依頼を金曜日にしない
- ② ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング  
⇒ 昼休みや午後5時以降に打合せをしない

## 【プロジェクトの認知度】

- ・発注者及び工事受注者で認知度は向上している。ただし、工事受注者の認知度は50%にとどまっている。
- ・業務受託者で認知度が低下している。特に業務担い手の主体である年齢層(45～49歳)の認知度が低下。
- ・引き続き、各種研修会での説明や、当アンケート回答のためのWEB入力サイト「建設管理課アンケートの部屋」に取組紹介サイトへのリンクを設定するなど、認知度向上を図る必要がある。

### 【①フライデー・ノーリクエスト&マンデー・ノーピリオドの取組状況について】

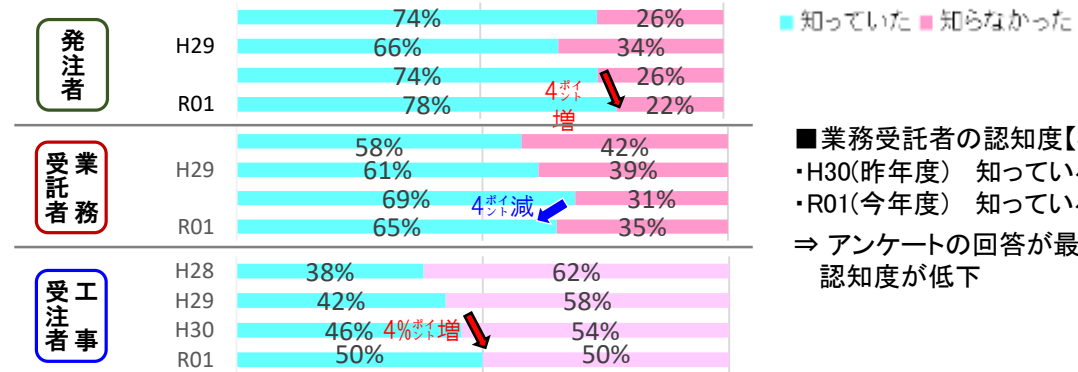
- ・達成率は各者において95%以上であり、高い割合となっている。
- ただし、工事受注者の達成回答割合が前年度より減少していることをふまえ、引き続き発注者の理解が必要。

### 【②ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティングの取組状況について】

- ・達成率は横ばいか減少傾向にあり、業務受託者は前年度比5ポイント減少。

## 【プロジェクトの認知度】

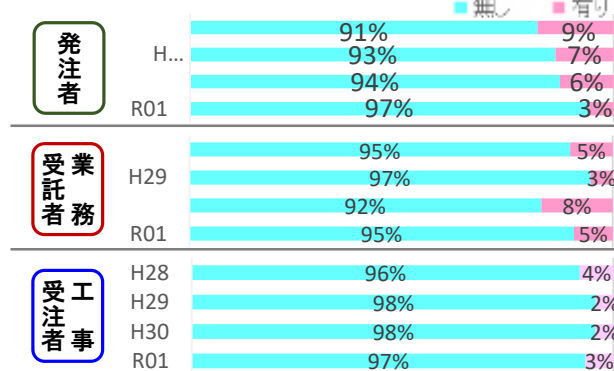
Q1:本プロジェクトについて知っていましたか。



- 業務受託者の認知度【45～49歳】
- ・H30(昨年度) 知っている 77.6%
- ・R01(今年度) 知っている 60.0%
- ⇒ アンケートの回答が最も多い年齢層で認知度が低下

### 【①】フライデー・ノーリクエスト&マンデー・ノーピリオド

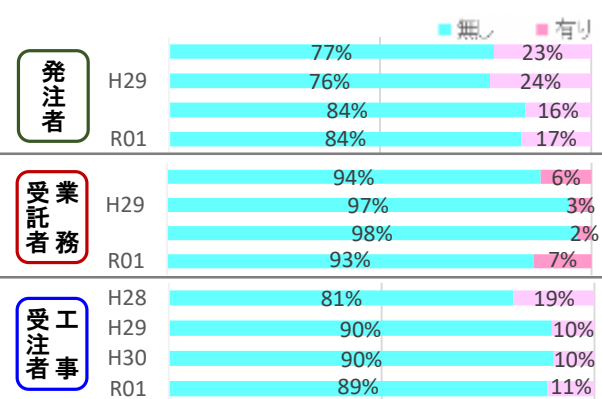
Q2: 金曜日に作業依頼し月曜日に提出させるといった指示を出したことがあったか。



- 有りの具体的内容
- ・設計変更に係る資料の作成の依頼 (発注者、工事受注者)
- ・協議資料の作成や修正の依頼 (業務受託者)

### 【②】ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング

Q3: 昼休みや午後5時以降の打合せがあったか。



- 有りの具体的内容
- ・5時まで現場作業で、その後、打ち合わせ (工事受注者)
- ・監督員の帰庁時間が午後5時以降になったため (業務受託者)

# ICT活用モデル工事の取組について

## 建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針

道の動き

情報化施工の取組状況【H26～】

情報化技術	H26	H27	H28	H29	H30
TSによる出来形管理技術 (10,000m <sup>3</sup> 以上の土工を含む工事)	1箇所	10箇所	14箇所	使用原則化	→
TS・GNSSによる締固め管理技術 ICT(MC・MG技術)建機による施工 全面的なICT活用工事(土工) (施工プロセスの全ての段階においてICT活用)				4箇所	14箇所

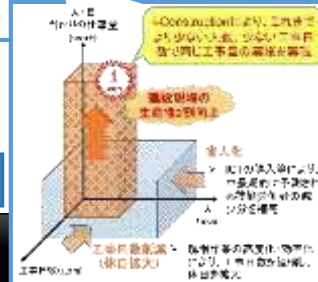
現状

- 道内建設技能者等の高齢化、若年入職者の減少
- 道内建設業の厳しい経営環境
- ICT活用への期待

国の動き H28～

i-Construction ～建設現場の生産性革命～

- ①ICTの全面的な活用(ICT土工)
- ②全体最適の導入(コンクリート工の規格標準化等)
- ③施工時期の平準化

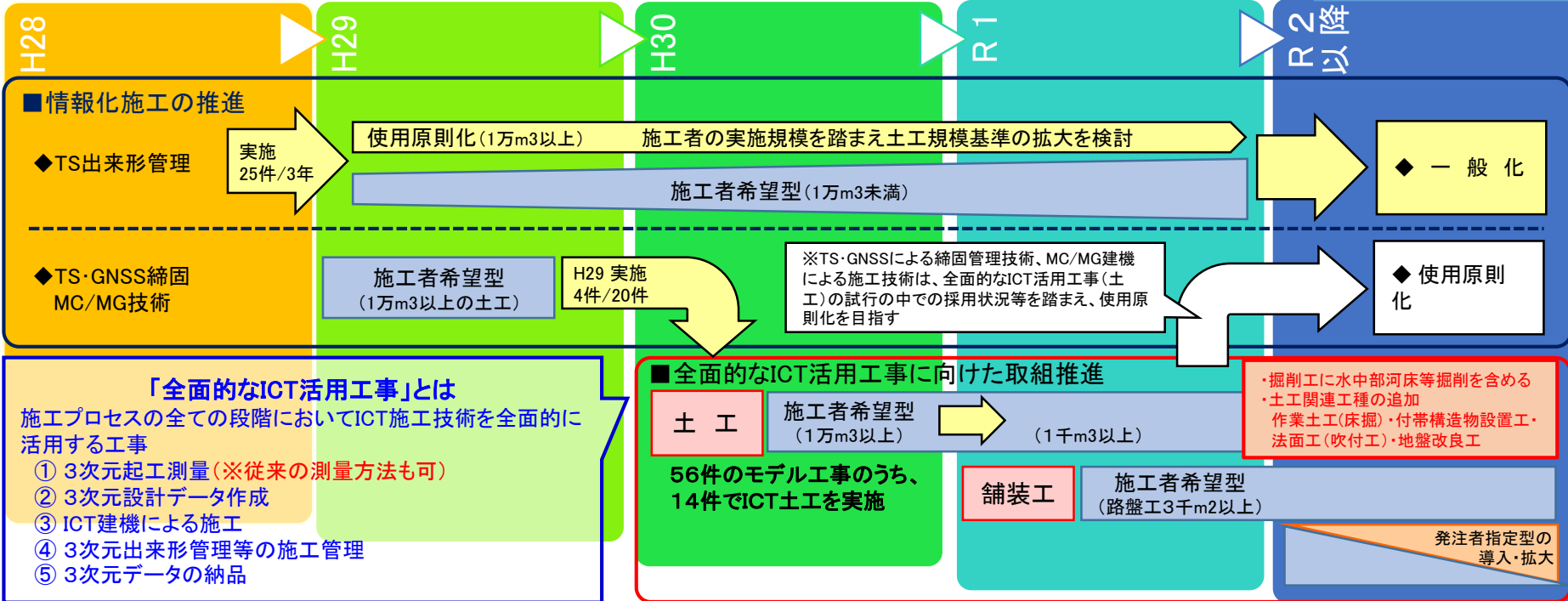


建設現場の生産性向上、安全性向上のため、取組の加速が必要

見直しの視点

国の「i-Construction」の動向を踏まえた計画の前倒し・大土工現場が少ない現状等を踏まえた目標設定

## 新・取組方針(工程表)



# 週休2日モデル工事の実施について(概要版)

## 1. 目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題や問題点を把握するため、モデル工事を実施する。

## 2. 週休2日とは

本モデル工事における「週休2日」とは、工期内において、土日・祝日に関わらず、**週休2日(4週8休)**相当の現場閉所を行うことをいう。(年末年始6日間及び夏期休暇3日間は現場閉所日から除く)

※ただし、「週休2日の確保」の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日の実施にあたっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

## 3. 適用時期

- 令和2年(2020年)3月1日以降(空港工事は令和2年(2020年)5月1日以降)に入札を行う工事より適用
- 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算について  
土木工事は令和2年(2020年)6月1日以降、空港工事は令和2年(2020年)7月1日以降に入札を行う工事より適用

## 4. 対象工事

- 工期設定支援システムを活用するなどして週休2日による工期設定を行った工事(災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事などは除く)を対象
- 週休2日の実施については、契約後、受注者が選択(施工者希望型のみ)

## 5. 成績評価および経費の補正

- 週休2日(4週8休)の現場閉所を履行確認のうえ、工事施行成績評価で加点(1点を加点)
- 土木工事・空港工事は、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費、間接工事費に乘じ、現場閉所の達成状況に応じて各経費を補正

## モデル工事実施の流れ

### 公告段階

- 入札公告文および特記仕様書に「週休2日モデル工事」であることを明記する。

### 契約後

- 受注者は「週休2日」の取組意思を表明し、施工協議簿に協議記録を残す。
- 計画工程表(休日取得計画)を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

### 工事施工段階

- 週休2日の実施状況は関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により確認する。
- 現場閉所の状況に応じ、労務費、機械経費、間接工事費を補正する。

### 完成後

- 工事監督員は、関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により休日の取得状況を確認し、工事施行成績評価において適切に評価を行う。
- 受注者(下請業者含む)はアンケート調査に協力する。

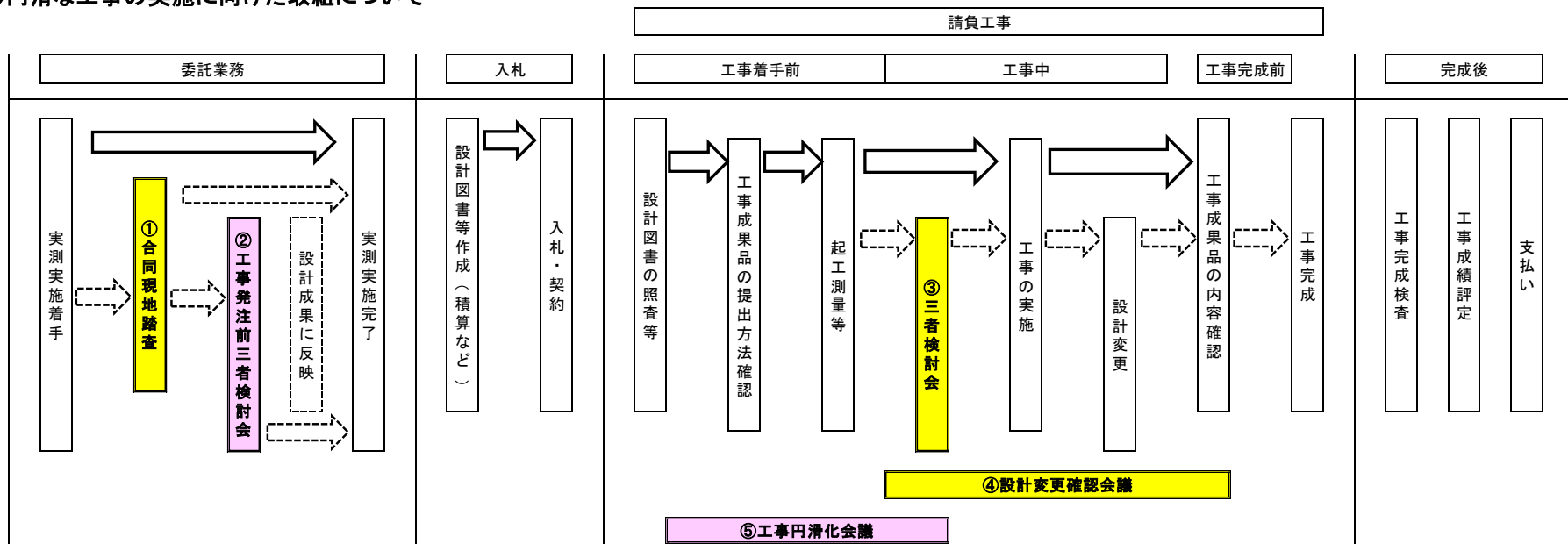
- 週休2日で施工する場合、現状より工期が長くなり、安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費が官積算の計上額とが乖離する可能性がある。
- 間接工事費について最新の施工実態をふまえ見直しを行うとともに、機械経費や労務費について、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう補正を行う。

【補正係数(土木工事の場合)】改定後 ※機械設備編を適用した工事を除く

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費 ※	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06



# ○円滑な工事の実施に向けた取組について



①合同現地踏査(H31～)	
対象業務	<p>【試行対象】 ・重要構造物(橋梁、トンネル、樋門等)に関する設計業務(その他業務でも可) ⇒委託者が必要性を判断し、決定</p>
参加者	<p>【委託者】 ・主任担当員、担当員 (※必要に応じて出張所長、事業課長又は主幹等) 【受託者】 ・管理技術者、担当技術者等 (※関連調査業務の地質調査技術者)</p>
目的	<p>①設計条件や工事施工時の留意点確認 ②関連事業の情報確認 ③設計方針の明確化</p>

②工事発注前三者検討会(R2～)	
対象業務	<p>【試行対象】(H25～R1は各建管で試行。R2以降は全道試行) ・重要構造物や複雑な仮設工を有する詳細設計・調査等業務等 ⇒発注者が必要性を判断し、決定</p>
参加者	<p>【発注者】 ・当該業務の主任担当員、担当員、出張所長や事業課主幹等 (※必要に応じて本部担当主査等) (※現場技術業務等の受託者も参加可) ・オブザーバー(進行役)で設計積算管理委員会から1名以上 【施工者】 ・各地方建設業協会から推薦された土木委員等(3名を標準とする) 【設計者】 ・当該現場に係る詳細設計・調査等業務受託会社の管理技術者、担当技術者等</p>
目的	<p>現場条件を反映した設計や施工の実現 ⇒設計と現場の乖離を減らし、入札不調や工事一時中止を防止</p>

③三者検討会(H17～)	
対象工事	<p>【本運用対象】 ・発注者で提案した工事(下記目安) ①設計額7,000万円以上の工事(※舗装等の単純工事は除外) ②特殊工種の工事(重構造物、多自然型工法、複雑な仮設工) ③特殊条件の工事(不確定要素条件、地盤・水理・施工計画が複雑な条件、近傍工事調整や環境配慮を要す条件) ⇒発注者が必要性を判断し、決定</p>
参加者	<p>【発注者】 ・総括監督員・主任監督員・監督員(※必要に応じて本部担当主査等) 【施工者】 ・現場代理人、主任(監理)技術者等 【設計者】 ・当該現場に係る詳細設計・調査等業務受託会社の管理技術者、担当技術者等</p>
目的	<p>①設計の考え方の共有 ②設計・施工条件や施工上の留意点の検討 ③監督業務の適性な履行、確実な施工</p>

④設計変更確認会議(H28～)	
対象工事	<p>【試行対象】 ・技師が監督員の全工事 (※上記以外でも発注者が希望した工事は、受発注者の協議で対象)</p>
参加者	<p>【発注者】 ・総括監督員・主任監督員・監督員(※必要に応じて本部担当主査等) (※現場技術業務等の受託者も参加可) 【受注者】 ・現場代理人 (※必要に応じて他者も参加可)</p>
目的	<p>①工事完成前に、設計変更内容、工事書類簡素化等について、一堂に会して、確認共有 ②発注者においては、若手職員の育成及び技術継承の場としても活用</p>

⑤工事円滑化会議(R2～)	
対象工事	<p>【試行対象】 ・設計額1億円以上の全工事 (※維持工事、災害復旧工事、工場製作等の屋外影響の無い工事は除外)</p>
参加者	<p>【発注者】 ・総括監督員、主任監督員、監督員(※必要に応じて本部担当主査等) (※現場技術業務等の受託者も参加可) 【受注者】 ・現場代理人、主任(監理)技術者、会社役員等 (※必要に応じて専門工事業者も参加可)</p>
目的	<p>工事着手前に、現場条件、施工計画及び工事工程等について、一堂に会して、情報共有し、円滑な工事を実現</p>

# 合同現地踏査（試行）

- ・[定義] 工事発注前の設計段階で、業務委託者及び受託者が合同で現地踏査を行い、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等で、情報共有を図り設計方針を確認する。
- ・[対象] 重要構造物等の設計業務（各建設管理部で2～3業務を試行）

## ●具体的対応●

- <入札前> ・設計図書の特記仕様書に対象案件の旨を明記、踏査に係る費用を計上。
- <業務中> ・業務担当員が実施時期や回数を決定し、実施する。実施後は書面で相互確認。
- <業務後> ・業務終了後、両者はアンケートに協力。

委託者



既設構造物が、計画した仮道工に干渉するので、対処法を設計方針に反映して下さい。

仮道工の位置を再確認し、既設構造物の扱いについて再検討します。



受託者



## ■工事発注前三者検討会

令和2年(2020年)6月1日以降入札の対象業務より適用

- ・[定義] **工事発注前**に、**現場施工プロセスを反映した質の高い設計や施工**を目指すため、設計者・施工者・発注者が協働し、計画・設計・施工の技術的知識の相互交換する取組
- ・[設立背景]現場と設計の乖離による入札不調や工事一時中止の抑制
- ・[対象業務] **重要構造物**や**複雑な仮設工を含む詳細設計・調査等業務**
- ・[開催方法]対象業務のうち、発注者が必要性を判断した業務で実施
- ・[参加者]【発注者】担当員、主任担当員、出張所長や事業課主幹等  
【施工者】各地方建設業協会から推薦された土木委員等  
【設計者】当該現場に係る詳細設計・調査等受託会社の管理技術者、担当技術者等



### ●具体的対応●

- <入札前>設計図書の特記仕様書に対象業務の旨を記載  
発注者は、設計者及び施工者の会議参加費を積算で計上
- <契約後>発注者(出張所等)と設計者で日程調整し、  
発注者(設計積算管理委員会)が施工者(各地方建設業協会等)と、  
日程調整した上で、会議開催  
会議開催後、設計者は協議簿作成し、会議資料は入札閲覧室で公開



- ・試行中は**アンケートを実施**し、**会議手法の課題を抽出して改善**を進める。

平成 30 年 7 月 31 日

各建設管理部事業室 地域調整課長 様

建設部建設政策局建設管理課

技術管理グループ主幹

## 測量・調査・設計業務等における適切な履行期間の設定について

このことについて、各建設管理部発注の委託業務においては、土木事業委託積算基準の「1-2 履行期間の算定」(p.8~)を参考に履行期間を決定することとしておりますが、実態として、履行期限が年度末の 3 月に集中している状況となっております。(別紙参照)

先般、働き方改革関連法案が成立し、建設コンサルタントなどのサービス業においては、大企業で 2019 年 4 月から、中小企業では 2020 年 4 月から残業規制が施行されることとなり、残業労働の上限が原則として、月 45 時間かつ年 360 時間、繁忙期には単月で休日労働を含み 100 時間未満などの罰則付き上限規制を適用することとされたところです。

道としても、建設産業全体の働き方改革に向けた受発注者協働による取組の推進・強化が求められていることから、業務の履行期間の算定に当たっては、週休 2 日を考慮した不稼働日や各種協議に必要な期間、準備・後片付けに要する日数などを勘案し、適切に設定するようお願いいたします。

また、履行期限が 3 月に集中することのないよう早期発注に努めるとともに、各種協議に係る想定日数や設計上の条件などの条件明示を徹底し、必要に応じて設計変更を行うなど、適正な履行期間の確保について、よろしくお願いいたします。

# ■赤黄チェック

建管第 810 号  
平成28年7月15日

各総合振興局副局長（建設管理部担当）様  
留萌振興局副局長（建設管理部担当）様

建設部建設政策局建設管理課  
技術管理担当課長

委託業務における「設計成果の品質向上に係わる取組み」について（通知）

## 「赤黄チェック」の実施について

### 1 赤黄チェックの目的

照査体制を強化することにより、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス（単純ミス）等を減らす取組である。

### 2 対象業務

積算基準日が平成28年10月1日以降で、「平成28年10月版 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 III 設計業務」のうち、道路部門、河川部門、砂防・急傾斜地部門の詳細設計業務を対象とする。

### 3 実施方法及び注意事項

- ・受注者は、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査を行う。
- ・受注者は、成果品納入時の照査報告の際に赤黄チェックの根拠資料を業務担当員へ提示すること。
- ・検査員は、検査の際に受注者へ赤黄チェックの根拠資料の提示を求め、照査の適切な実施を確認すること。
- ・「平成28年10月版 北海道建設部測量設計調査業務共通仕様書」において赤黄チェックの実施が定められるとともに、赤黄チェックにかかる費用は各詳細設計業務における照査の歩掛に含まれるので留意されたい。
- ・対象業務の遂行にあたっては、履行期間に照査（赤黄チェック）に要する期間を考慮すること。

### 4 赤黄チェック資料の一例

受注者は、作成した資料に ①確認マークを黄色で入れ（照査技術者が実施）、②修正箇所の訂正を赤字で行い（設計担当者が実施）、③修正結果の確認マークを青色で行う（照査技術者が実施）。

例1) 設計図と設計計算書におけるチェック項目の一例

整合チェック項目：構造寸法、鉄筋径、アンカーボルト長・径等

例2) 設計図と数量計算書におけるチェック項目の一例

整合チェック項目：コンクリート量、掘削量、鉄筋重量、道路平面図の旗揚げ数値等

1.3.2 保有力法

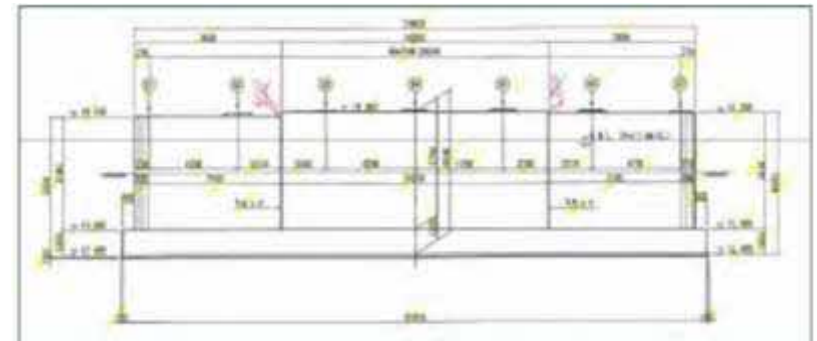
横軸方向

	タイプIの設計荷重、分組重量				タイプIIの設計荷重、分組重量			
	Clkshco	kg	0.4Clx	Wu (kN)	ClIshco	kg	0.4ClIa	Wu (kN)
正方向	1,024	0.50	0.45	10900.00	4,180	0.45	0.45	11000.00

縦軸方向

	タイプIの設計荷重、分組重量				タイプIIの設計荷重、分組重量			
	Clkshco	kg	0.4Clx	Wu (kN)	ClIshco	kg	0.4ClIa	Wu (kN)
正方向	1,666	0.50	0.45	10600.00	1,266	0.40	0.45	11100.00

Clkshco: 基礎別補正係数×設計水平震度(タイプI)の標準値  
 ClIshco: 地域別補正係数×設計水平震度(タイプII)の標準値  
 kg: 地盤面における設計水平震度  
 0.4Clx: 道床V(幅7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプI)  
 0.4ClIa: 道床V(幅7.4.1)を適用したときの設計水平震度(タイプII)  
 Wu: 橋脚が支持している上部工重量



設計図のチェック例

# 工事施工円滑化ガイドラインの活用

凡例:   主に受注者   主に発注者   受発注者の連携

## 工事発注準備段階

施工条件明示の徹底  
トータルマネージャー  
工事発注前三者検討会  
(試行)  
合同現地踏査(試行)

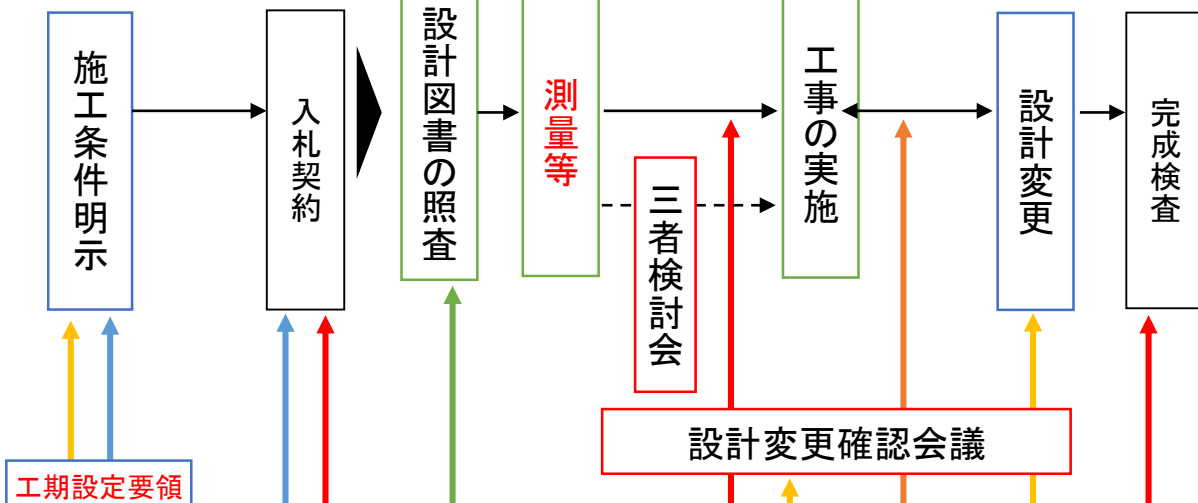
## 工事施工段階

・情報共有システムの活用  
・ワンデーレスポンス  
・労働環境改善プロジェクト  
・ICT活用モデル工事  
・週休2日モデル工事  
・工事円滑化会議(試行)

関連する取組

工事施工の主な流れ

本ガイドライン



工期設定要領

設計変更確認会議

3.条件明示 & 設計変更事例集、仮設工の積算における留意事項

4.条件明示チェックリスト

5.設計図書等作成要領(請負工事編)【設計変更の手引き・設計変更Q&A含む】

6.設計図書の照査ガイドライン

※(No.)は、章番号に対応

7.工事の一時中止に係るガイドライン(案)

8.提出書類のガイドライン

本ガイドラインは、これまで道が策定してきた「設計図書等作成要領(請負工事編)」、「設計図書の照査ガイドライン」、「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」、「提出書類のガイドライン」に加え、「条件明示チェックリスト」を追加した**工事施工円滑化5点セット**をひとまとめとして作成したものである。

工事発注準備、工事施工の各段階における参考とすべき要領・ガイドラインの位置づけを示し、受発注者双方が、「条件明示 & 設計変更事例集」を参考に、各種手続きを迅速かつ適切に行えるよう編纂したものである。

右図を参考に、必要に応じて参照いただきたい。

## ■工事円滑化会議

- ・[定義] **工事着手前**に、**現場条件**、**施工計画**及び**工事工程**等について、  
受発注者が一堂に会して情報共有を行い、会議開催する取組み。
- ・[設立背景] 初段階の情報共有による円滑な工事の実現
- ・[対象工事] 設計額**1億円以上**の請負工事
- ・[開催方法] **受注者の発議**で開催(※三者検討会の内包や、関連工事間での合同開催も可)
- ・[参加者] 【発注者】総括監督員・主任監督員・監督員  
【受注者】現場代理人、主任(監理)技術者、会社役員等  
※専門工事業者(下請会社等)の担当者も参加可



### ●具体的対応●

- <入札前>・設計図書の特記仕様書に対象案件の旨を記載
- <工事着手前>・受注者の発議で会議開催(工事円滑化会議チェックリストの活用)  
・会議開催後に協議簿作成

- ・試行中は**アンケート**を実施し、**会議手法**の課題を抽出して**改善**をはかりながら、将来的に**全工事**を対象とする。

# ■設計変更確認会議

- ・[定義]工事完成前に、設計変更内容及び工事書類内容(成果品の作成の仕方等)について、受発注者が一堂に会して会議開催する取組み。
- ・[設立背景]発注者の若手職員の育成及び技術承継、受注者の方針決定に至る不安解消
- ・[対象工事] **技師**が監督員の全ての請負工事(※職務状況に応じ総括監督員が最終判断)
- ・[開催方法] **受注者の発議**で開催(発議がなければ開催しない)
- ・[参加者]【発注者】**総括監督員・主任監督員・監督員**(※総括監督員は都合次第で不参加)  
【受注者】**現場代理人**(※必要に応じ他者も参加)

## ●具体的対応●

- <入札前>・設計図書の特記仕様書に対象案件の旨を記載
- <施工中>・受注者の発議で会議開催
  - ・会議開催後に協議簿作成
  - ・会議開催工事は受発注者が**アンケート回答**



⇒アンケート結果は、会議運用手法の充実化や、若手監督員の育成取組等に反映させます。 41



○トータルマネジメントシステムとは

各建設管理部にトータルマネジメント委員会を設置し、工事発注前の段階において、用地取得や占有物件移設協議の状況、他機関との許認可・協議状況等について確認・審議することにより、工事の円滑な施工の確保を図るもの。

協議等確認一覧

確認項目	占有物件協議の確認							工事現場等の用地及び補償		他機関との調整(許認可・協議等)																	
	北電	N T T	ケーブル	上水道	下水道	ガス	その他	用地取得	事業損失	河川管理者			道路管理者			海岸管理者	保安林	国有林	自然公園	鳥獣保護	埋蔵文化財	公安委員会	J R	漁組	土対法	その他	
										国	道	市	国	道	市												
要協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
協議済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○トータルマネジメントの流れ

出張所等

工事監督員、主任監督員は、協議等の進捗状況について、随時、発注管理システムに入力する。  
出張所長は、システム入力期限までに協議事項の調整状況等を確認し、工事監督員等へ指導・助言する。  
出張所次長は、設計書審査時に「実施設計書チェックシート」等により、設計図書の点検を行い、本部へ報告する。

本部事業担当課

事業担当課の主査等は、予算要望・交付申請ヒアリングなどに協議事項の調整状況を確認し、工事監督員等へ指導・助言する。

トータルマネジメント委員会

委員会は、発注管理システムで出力される「協議等確認一覧」により、協議状況の最終点検を行い、協議未了のものについては、その理由と進捗状況を再度確認し、発注の可否について整理の上、入札参加資格審査委員会等へ報告する。

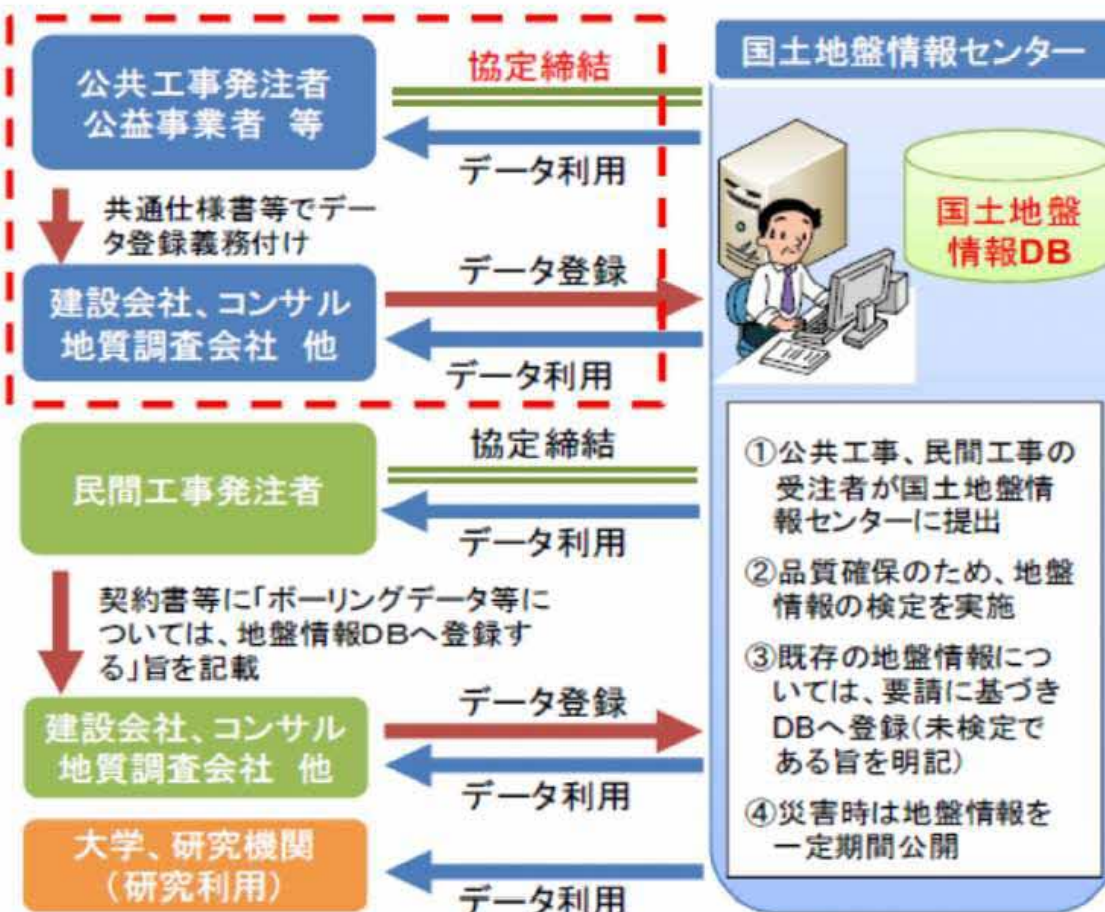
入札参加資格審査委員会等

委員会は、協議未了案件を含む工事の発注について、以下の判断を行う。

- ①原則として、協議未了の工事は発注しない。
- ②協議未了の内容が、工事の施工までに確実に解決することが見込まれる場合は、「施工条件明示」を明確にした上で発注できる。
- ③協議未了案件の解決の確実性が担保できない工事は、工事による経済効果などを勘案の上、協議未了箇所を除いた区間については発注することができる。

# 「国土地盤情報データベース」の取組

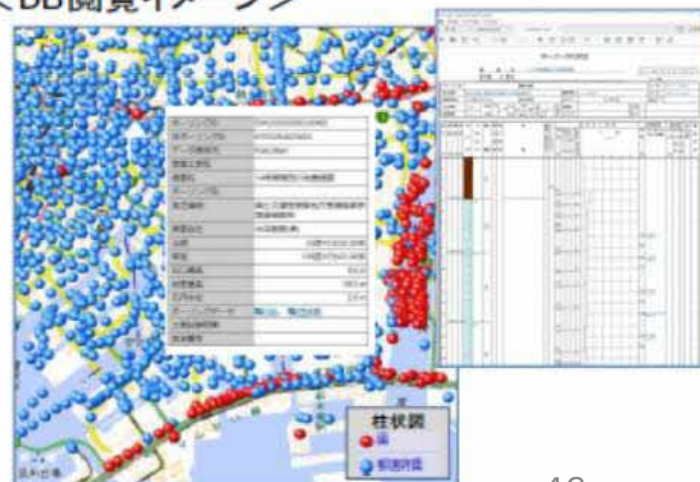
- 平成29年9月、「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」答申(社会資本整備審議会・交通政策審議会)
  - ・官民が所有する地盤情報等の収集・共有、品質確保、オープン化等の仕組みを構築
  - ・地盤情報について、①公共工事では原則として収集・共有を徹底、②ライフライン工事では占用手続きにあわせて収集・共有、③民間工事では依頼者の同意を得た上で収集・共有する仕組みの構築を検討
- 平成30年4月、「国土地盤情報データベース」の運営主体として「(一財)国土地盤情報センター」を決定
- 平成30年9月、地方整備局等を対象に運用を開始。順次、地方公共団体、公益事業者等に対象を拡大



## ＜協定締結状況(平成31年4月24日時点)＞

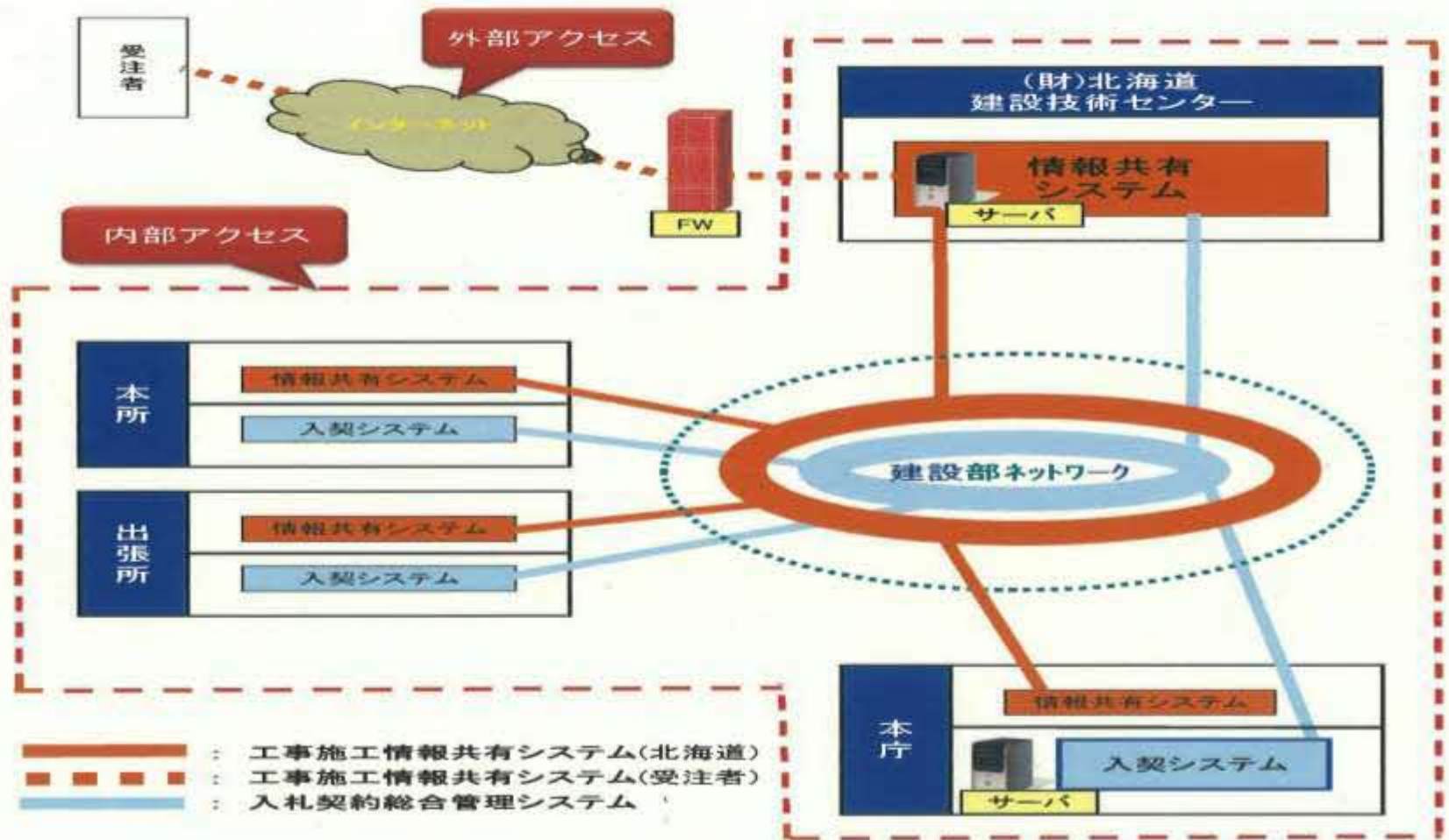
- ・地方整備局等: 締結済(平成30年6月通知)
- ・地方農政局等: 締結予定(平成31年3月通知)
- ・都道府県・政令市: 20団体締結済(他194市町村)、5団体案調整中  
(平成30年12月地方公共団体担当部局長宛て通知)  
(平成31年3月同オープンデータ担当部局長宛て通知(内閣官房))
- ・公益事業者等: 1団体締結済、4団体案調整中  
(一部所管部局より通知発出)
- ・登録ボーリングデータ本数: 約16万本

## ＜DB閲覧イメージ＞

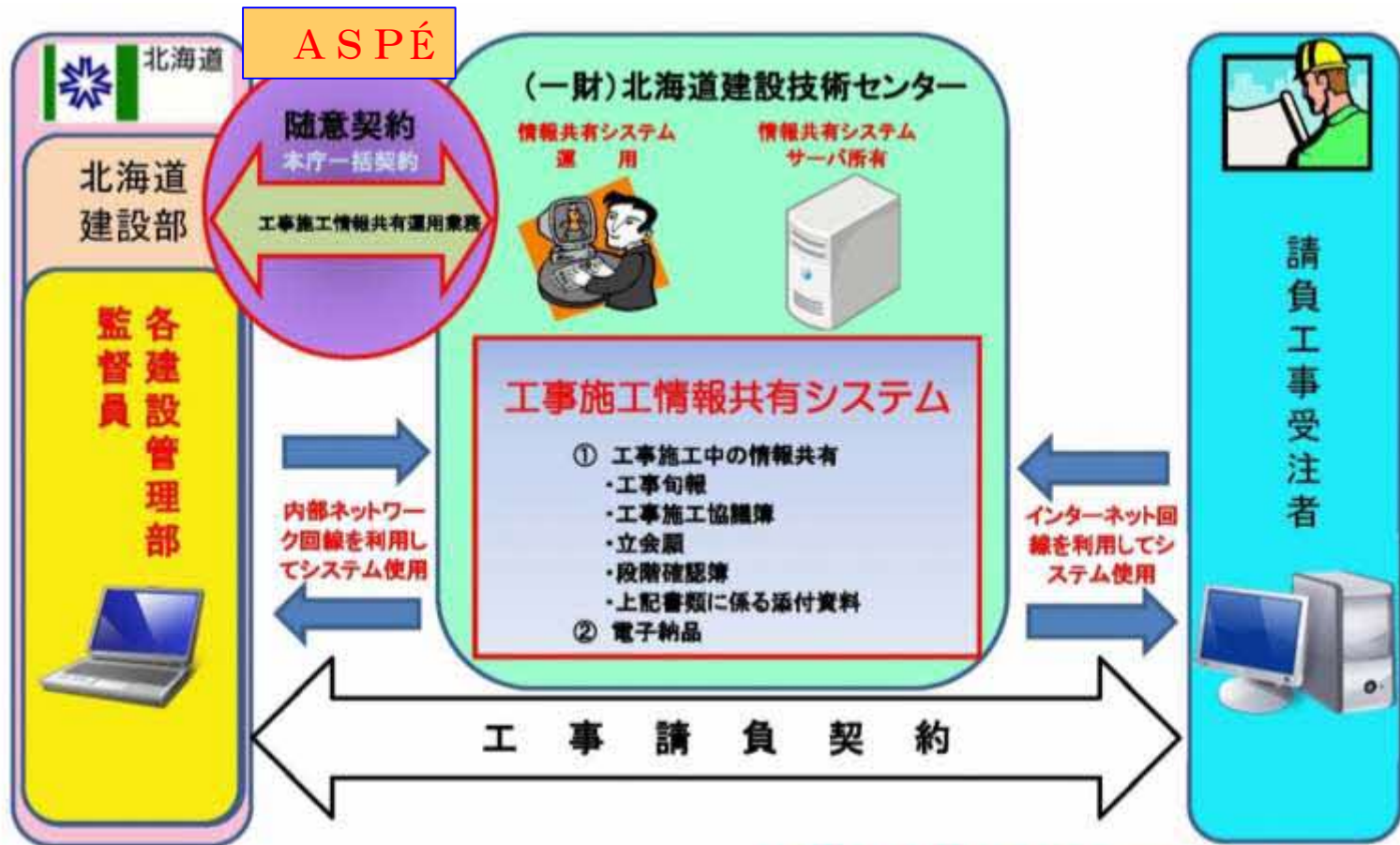


# 北海道の情報共有ネットワーク

## 建設部ネットワーク概念図



# 北海道における情報共有システムの契約方法



現在、請負工事受注者のシステム使用における負担はありません。